

施工体制台帳の記載例(1/2)

平成 16年 7月 9日
施工体制台帳を作成又は変更した日付

作成特定建設業者の商号名称	[会社名] 大手前建設工業株式会社																										
この工事を担当する事業所名	[事業所名] ○○道路建設作業所																										
作成特定建設業者が受けている許可をすべて記入(業種は略称でも可)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">建設業の許可</th> <th>許可業種</th> <th>許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>土木、とび・土工 ほ装 工事業</td> <td>(大臣)特定 知事一般 第12345号</td> <td>平成 15年 5月 30 日</td> </tr> <tr> <td>建築 工事業</td> <td>(大臣)特定 知事一般 第12345号</td> <td>平成 14年 4月 10 日</td> </tr> </table>			建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	土木、とび・土工 ほ装 工事業	(大臣)特定 知事一般 第12345号	平成 15年 5月 30 日	建築 工事業	(大臣)特定 知事一般 第12345号	平成 14年 4月 10 日														
建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日																								
	土木、とび・土工 ほ装 工事業	(大臣)特定 知事一般 第12345号	平成 15年 5月 30 日																								
建築 工事業	(大臣)特定 知事一般 第12345号	平成 14年 4月 10 日																									
作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>工事名称及び工事内容</td> <td>○○道路改良工事 土木一式(土工1,500m³、擁壁工50m、舗装工1,000m²)</td> </tr> </table>			工事名称及び工事内容	○○道路改良工事 土木一式(土工1,500m ³ 、擁壁工50m、舗装工1,000m ²)																						
工事名称及び工事内容	○○道路改良工事 土木一式(土工1,500m ³ 、擁壁工50m、舗装工1,000m ²)																										
作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>発注者名及び住所</td> <td>国土交通省 近畿地方整備局 △△国道事務所 ○○県○○市○○町1-2-3</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自 平成 16年 5月 19日 至 平成 17年 3月 10日</td> <td>契約日</td> <td>平成 16年 5月 18 日</td> </tr> </table>			発注者名及び住所	国土交通省 近畿地方整備局 △△国道事務所 ○○県○○市○○町1-2-3	工期	自 平成 16年 5月 19日 至 平成 17年 3月 10日	契約日	平成 16年 5月 18 日																		
発注者名及び住所	国土交通省 近畿地方整備局 △△国道事務所 ○○県○○市○○町1-2-3																										
工期	自 平成 16年 5月 19日 至 平成 17年 3月 10日	契約日	平成 16年 5月 18 日																								
発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>契約営業所</td> <td>区分</td> <td>名 称</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>元請契約</td> <td>本 社</td> <td>神戸市○○区××町1-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下請契約</td> <td>大阪支店</td> <td>大阪市○○区△△町2-2</td> </tr> </table>			契約営業所	区分	名 称	住 所		元請契約	本 社	神戸市○○区××町1-1		下請契約	大阪支店	大阪市○○区△△町2-2												
契約営業所	区分	名 称	住 所																								
	元請契約	本 社	神戸市○○区××町1-1																								
	下請契約	大阪支店	大阪市○○区△△町2-2																								
一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>発注者の監督員名</td> <td>大阪 元</td> <td>権限及び意見申出方法</td> <td>契約書記載のとおり</td> </tr> </table>			発注者の監督員名	大阪 元	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																				
発注者の監督員名	大阪 元	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																								
一次下請を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>監督員名(※)</td> <td>大手前 太郎</td> <td>権限及び意見申出方法</td> <td>契約書記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>現場代理人名(※)</td> <td>大手前 一郎</td> <td>権限及び意見申出方法</td> <td>契約書記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>監理技術者名</td> <td>専任 非専任 大手前 良介</td> <td>資格内容</td> <td>一級土木施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>専門技術者名(※)</td> <td></td> <td>専門技術者名(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容(※)</td> <td></td> <td>資格内容(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当工事内容(※)</td> <td></td> <td>担当工事内容(※)</td> <td></td> </tr> </table>			監督員名(※)	大手前 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	現場代理人名(※)	大手前 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	監理技術者名	専任 非専任 大手前 良介	資格内容	一級土木施工管理技士	専門技術者名(※)		専門技術者名(※)		資格内容(※)		資格内容(※)		担当工事内容(※)		担当工事内容(※)	
監督員名(※)	大手前 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																								
現場代理人名(※)	大手前 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																								
監理技術者名	専任 非専任 大手前 良介	資格内容	一級土木施工管理技士																								
専門技術者名(※)		専門技術者名(※)																									
資格内容(※)		資格内容(※)																									
担当工事内容(※)		担当工事内容(※)																									

注意

- 1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
- 2. [] 部分は建設業法で定められた記載事項。
- 3. (※)印部分は必要に応じて記載。
- 4. 「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

○建設業の許可と建設工事の種類

大臣許可と知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可 1つの都道府県のみに営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
一般建設業と特定建設業	一般建設業の許可建設業者は発注者から直接受注した工事について、総額3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上の下請契約を締結することはできません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の28業種 建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、土木、建築など上記28業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
許可の有効期間	許可の有効期間は5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

○監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

○営業所の専任技術者は現場に専任すべき監理技術者にはなれません。

○公共工事については監理技術者講習終了証及び監理技術者資格者証を携帯しなければなりません。

○契約営業所

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所(請負契約の見積り、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所)

○専任すべき工事

公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。専任とは他の工事現場に係る職務の兼務を認めないことを言い、常時継続的に当該建設工事の現場におかれていなければなりません。

○請負金額が2,500万円以上(建築一式は5,000万円以上)の場合は元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。

○資格内容(監理技術者)

1) 指定建設業の場合

- ① 一級国家資格者
- ② 国土交通省大臣が上記①と同等以上の能力を有すると認定した者

2) 指定建設業以外の場合

- ① 一級国家資格者
- ②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ③ 国土交通省大臣が上記①又は②と同等以上の能力を有すると認定した者

○専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとす る場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。また、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合も同様に当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

○資格の要件は主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば監理技術者が兼任できます。

○指定建設業とは

土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園工事業の七業種をいいます。

施工体制台帳の記載例(2/2)

[一次下請負人である近畿中央建設(株)に関する事項]				
下請負人の商号名称	会社名	近畿中央建設株式会社	代表者名	近畿 一郎
下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容	工事名称及び工事内容	○○道路改良工事 擁壁工事		
下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期	工期	自 平成 16年 6月 22日 至 平成 16年 12月 10日	契 約 日	平成16年 6月 21日
下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可	建設業の許可	施工に必要な許可業種 とび・土工 鉄筋 工事業	許可番号 大臣 特定 知事 一般 第456012号	許可(更新)年月日 平成 16年 1月 31 日
下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP19参照)	現場代理人名(※) 権限及び意見申出方法 主任技術者 資格内容	近畿 三郎 契約書記載のとおり 専任 近畿 三郎 一級土木施工管理技士	安全衛生責任者名(※) 安全衛生推進者名(※) 雇用管理責任者名 専門技術者名(※) 資 格 内 容(※) 担当工事内容(※)	近畿 四郎 近畿 二郎 近畿 一郎
				主任技術者の資格を具体的に記入

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくともかまいません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- (※)印部分は必要に応じて記載。
- 「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

○建設業の許可と建設工事の種類(19ページ参照)

○専門技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

○資格の要件は主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば主任技術者が兼任できます。

○主任技術者

請負代金の額の合計が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)以上となる場合には、一般建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者を置かなければなりません。また、建築一式工事の場合は延べ面積が150m²以上となる木造住宅工事の場合には、一般建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者を置かなければなりません。

○営業所の専任技術者は現場に専任すべき主任技術者にはなれません。

一次下請負人が置いた場合その氏名

○資格内容(主任技術者及び専門技術者)

- 一・二級施工管理技士等の国家資格者
- 右記の実務経験を有する者

※指定学科はP29参照

	実務経験
①高等学校の指定学科卒業後	5年以上
②高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上
③大学の指定学科卒業後	3年以上
④上記以外の学歴の場合	10年以上

○施工体制台帳に添付すべき書類

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人との契約書の写し(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)
- 監理技術者証の写し(公共工事)又は監理技術者資格を有することを証明する書面
- 専門技術者等の資格を証明できるものの写し(国家資格等の技術検定合格証明等の写し)
- 監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)

○施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管

○発注者から直接請け負った建設業者は工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。

○工事中は現場に据え置くことが義務づけられています。

○公共工事の場合は写しを発注者へ提出することが義務づけられています。(入札契約適正化法第13条第1項)

○民間工事の場合は発注者の閲覧に供しなければなりません。

○帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間据え置くことが義務づけられています。